

修正の経過

昭和 38 年 6 月制定

(昭和 40 年 8 月全部修正)

1. この修正計画は、昭和 40 年 9 月 1 日から実施するものとする。

(昭和 41 年 9 月専決修正)

1. この修正計画は、昭和 41 年 9 月 1 日から実施するものとする。
2. この修正計画中、計画事項の変更に伴うものは、当該関係機関において、担当部課の変更を行った日から実施するものとする。

(昭和 42 年 5 月修正)

1. この修正計画は、昭和 42 年 6 月 1 日から実施する。

(昭和 43 年 8 月専決修正)

1. この修正計画は、昭和 43 年 8 月 31 日から実施する。
2. この修正計画中、実施担当機関名等の変更にかかるものは、当該機関において組織名の変更が行われた日から実施するものとする。

(昭和 45 年 5 月一部修正)

1. この修正計画は、昭和 45 年 5 月 1 日から実施する。
2. この修正計画中、組織等の変更にかかるものは、当該機関において組織等の変更が行われた日から実施するものとする。

(昭和 46 年 3 月一部修正)

1. この修正は、昭和 46 年 3 月 31 日から実施するものとする。
2. この修正中、組織等の変更にかかるものは、当該機関において組織等の変更が行われた日から実施する。

(昭和 48 年 3 月一部修正)

1. この修正計画は、昭和 48 年 3 月 27 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和 50 年 1 月一部修正)

1. この修正は、昭和 50 年 1 月 18 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和 51 年 3 月一部修正)

1. この修正は、昭和 51 年 3 月 26 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和 52 年 3 月一部修正)

1. この修正は、昭和 52 年 3 月 1 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から

実施する。

(昭和 53 年 3 月一部修正)

1. この修正は、昭和 53 年 3 月 1 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和 54 年 2 月一部修正)

1. この修正は、昭和 54 年 2 月 8 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和 55 年 2 月一部修正)

1. この修正は、昭和 55 年 2 月 28 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和 56 年 7 月一部修正)

1. この修正は、昭和 56 年 7 月 1 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和 58 年 2 月一部修正)

1. この修正は、昭和 58 年 2 月 1 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和 59 年 3 月一部修正)

1. この修正は、昭和 59 年 3 月 8 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和 60 年 3 月一部修正)

1. この修正は、昭和 60 年 3 月 6 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和 61 年 3 月一部修正)

1. この修正は、昭和 61 年 3 月 5 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和 62 年 3 月一部修正)

1. この修正は、昭和 62 年 3 月 5 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(昭和 63 年 3 月一部修正)

1. この修正は、昭和 63 年 3 月 5 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成元年 3 月一部修正)

1. この修正は、平成元年 3 月 5 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 2 年 3 月一部修正)

1. この修正は、平成 2 年 3 月 1 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 3 年 3 月一部修正)

1. この修正は、平成 3 年 3 月 12 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 4 年 2 月一部修正)

1. この修正は、平成 4 年 2 月 14 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 5 年 3 月一部修正)

1. この修正は、平成 5 年 3 月 2 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 6 年 3 月一部修正)

1. この修正は、平成 6 年 3 月 1 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 7 年 2 月一部修正)

1. この修正は、平成 7 年 2 月 20 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 8 年 3 月全部修正)

1. この修正は、平成 8 年 3 月 18 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成9年2月一部修正)

1. この修正は、平成9年2月26日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成10年2月一部修正)

1. この修正は、平成10年2月26日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成11年2月一部修正)

1. この修正は、平成11年2月26日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成12年2月一部修正)

1. この修正は、平成12年2月29日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成13年3月一部修正)

1. この修正は、平成13年3月5日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成14年3月一部修正)

1. この修正は、平成14年3月26日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成16年6月一部修正)

1. この修正は、平成16年6月9日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成19年6月一部修正)

1. この修正は、平成19年6月15日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成24年3月全部修正)

1. この修正は、平成24年3月27日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該法令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 25 年 6 月一部修正)

1. この修正は、平成 25 年 6 月 6 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 26 年 6 月一部修正)

1. この修正は、平成 26 年 6 月 10 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 28 年 1 月一部修正)

1. この修正は、平成 28 年 1 月 6 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 28 年 7 月一部修正)

1. この修正は、平成 28 年 7 月 22 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 29 年 6 月一部修正)

1. この修正は、平成 29 年 6 月 10 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(平成 30 年 6 月一部修正)

1. この修正は、平成 30 年 6 月 11 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(令和元年 8 月一部修正)

1. この修正は、令和元年 8 月 20 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

(令和 2 年 8 月一部修正)

1. この修正は、令和元年 8 月 25 日から実施する。
2. この修正中、法令や組織等の改正にかかるものは、当該令や組織等の改正が行われた日から実施する。

【参考】平成23年度見直しの経緯

1 見直しの背景

- ・これまで、防災計画は法律上、自治体ごとに策定することとなっており、市町村の地域防災計画の相互間、市町村の地域防災計画と県の地域防災計画相互間についても整合性がとれていなかったため、東日本大震災のような大規模広域災害では対応できない状況であった。このような中で、県民が早急な防災対策を求めたこともあり、市町村の中では、独自に地震・津波想定の見直しを始めたところもあった。
- ・国が本年度当初に示した方針では、今後の地震動の「規模と対象」の考え方を平成23年秋頃にとりまとめ、それをもとに「防災基本計画」を見直す予定だったため、最終的に市町村地域防災計画の見直しが完了するまでには相当な時間がかかることが見込まれていた。

2 見直しの方針

平成23年度地域防災計画の見直しにあたっては、「1 見直しの背景」を踏まえ、以下の方針により取り組むこととした。

- ・国の見直しを待たずにスピード感を持ち、県と市町村が一体となり、喫緊の防災対策と地域防災計画の見直しに取り組んでいく。
- ・地域防災計画の見直しは、最終的には国の基本計画と擦り合わせて見直しを終える。

3 見直しの経緯

(1) 大分県地域防災計画再検討委員会の設置

大分県では、今回の大震災を教訓として、迅速に、地域防災計画を再検討することとし、5月9日に県と市町村で構成する「大分県地域防災計画再検討委員会」を立ち上げ、県と市町村が一体となり、次の①～③を実施することとした。

なお、再検討委員会の構成については以下のとおりである。

- ① 県と市町村が共有できる統一の地震・津波の想定の見直し
- ② 喫緊の防災対策の指導
- ③ 県と市町村が一体となった地域防災計画の見直し

委員長	生活環境部長
委員	大分市総務部長、別府市企画部参事・安全防災危機管理担当、中津市総務部長 日田市総務企画部長、佐伯市総務部長、臼杵市総務部長、津久見市総務課長 竹田市総務課長、豊後高田市総務課長、杵築市総務課長、宇佐市総務部長 豊後大野市総務部長、由布市総務部長、国東市総務部長、姫島村総務課長 日出町総務課長、九重町危機管理・町民安全課長、玖珠町環境防災課長 総務部審議監、企画振興部審議監、福祉保健部審議監、生活環境部審議監 生活環境部危機管理監、商工労働部審議監、農林水産部審議監 土木建築部審議監、会計管理局参事監、企業局次長、病院局次長、教育次長 警察本部警備部管理官
事務局長	防災対策企画課長
事務局次長	地球環境対策課地球温暖化対策班参事（総括） 防災対策企画課防災企画班課長補佐（総括）

※事務局：防災対策企画課防災企画班

(2) 大分県地域防災計画再検討委員会有識者会議の設置

(1) ①の検討に当たっては、5月18日には県と市町村が共有できる統一の地震・津波想定の設定やその後の助言機関として、「有識者会議」を設置した。

	氏名	所属・職名等	研究分野
議長	なけむら けいじ 竹村 恵二	京都大学大学院理学研究科附属 地球熱学研究施設教授	地球物理学 地質学
委員	ちだ のぼる 千田 昇	大分大学教育福祉科学部教授	地理学 地形・地質
委員	きたけ けんじ 佐竹 健治	東京大学地震研究所 地震火山情報センター長・教授 地震調査研究推進本部地震調査委員会 長期評価部会海溝型分科会委員	地震・津波
委員	ひらはら かずろう 平原 和朗	京都大学大学院理学研究科教授 日本地震学会長 東北地方太平洋沖地震を教訓とした 地震・津波対策に関する専門調査会委員	地震学
委員	くどう むねはる 工藤 宗治	大分工業高等専門学校都市・環境工学科准教授	土質力学 地盤工学
委員	ひらい よしと 平井 義人	大分県立先哲史料館長	歴史古文書

有識者会議委員名簿

(3) 有識者会議からの提言

6月22日に「県と市町村が一体となって防災対策の推進と計画の見直しを行う上で、共通認識に立てる地震・津波の緊急対応暫定想定」について有識者会議から提言を受け、同日の第2回再検討委員会で、県と市町村が全会一致で統一想定とすることを確認した。

(4) (H16.3)の地震・津波想定

(詳細については、「第1部 第4章 地震・津波の想定」を参照)

今回の見直しの対象であったH16.3の地震・津波想定は、直下型地震では阪神・淡路大震災規模の最大震度7であり、海溝型地震では東南海・南海地震の2連動のマグニチュード8.6、震度は6弱である。

なお、津波の最大波高について、県内において津波高が最も高い地域は佐伯市米水津の6.24メートルであり、到達時間が最も早い地域は佐伯市蒲江で21分と想定されている。

(次表はH16.3の地震・津波想定から抜粋)

主な地点での津波の最大波高と到達時間

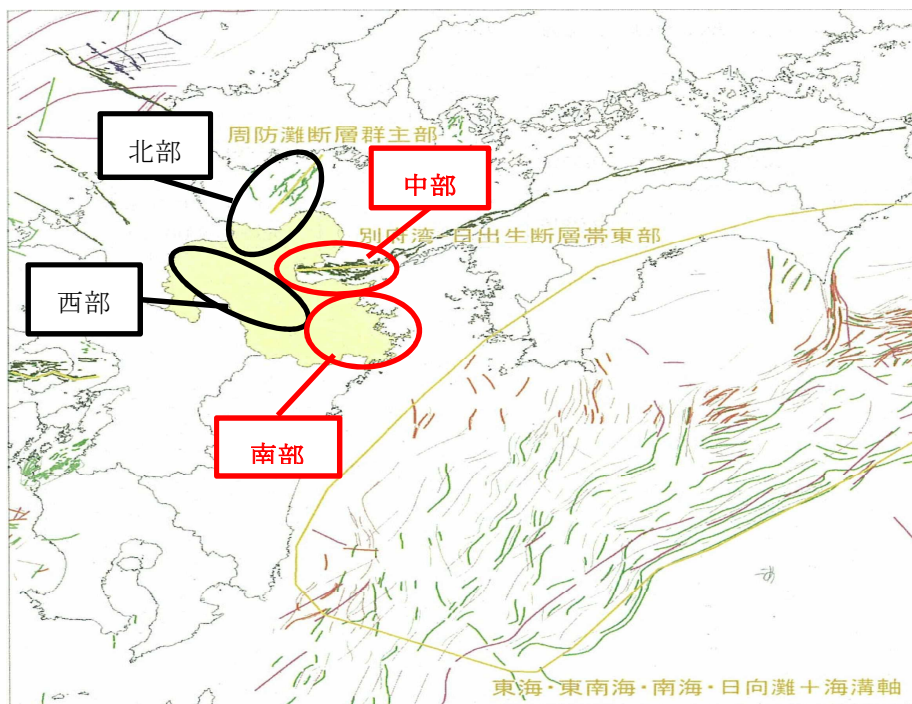
地点名	最大波高 (m)	押し波到達時間
中津市小祝新町	2.57	2時間24分
宇佐市郡中新田	2.22	2時間10分
国東町国東港	2.38	1時間3分
大分市豊海5丁目	2.30	1時間12分
臼杵市臼杵川河口	2.45	57分
佐伯市葛港	3.40	36分
佐伯市米水津浦代浦	6.24	23分
佐伯市蒲江新町	3.95	21分

(5) 地域ごとの特性

地震・津波の特性から、本県は下図のとおり4地域に区分され、内各地域において、主に影響を受けると考えられる地震の震源は、次のとおりである。

今回の東日本大震災の検証により、見直すことが必要な地域は、主に南部と中部地域である。

区分		主に影響を受ける地震の震源
南部地域	(海溝型)	南海トラフ、日向灘、安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震
中部地域	(海溝型)	南海トラフ、日向灘、安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震
	(活断層型)	別府湾～日出生断層帯 (別府湾断層帯、別府地溝北縁断層帯) 大分平野～湯布院断層帯 (別府地溝南縁断層帯)
北部地域	(活断層型)	周防灘断層群 (主部)
西部地域	(活断層型)	野稻岳～万年山断層帯 (崩平山～万年山地溝北縁断層帯) 崩平山～亀石山断層帯 (崩平山～万年山地溝南縁断層帯)



南海トラフ、日向灘周辺活断層図 (応用地質 (株) 調査報告資料引用編集)

(6) 有識者会議からの提言内容

「地震は最大震度7、津波高は現行(H16.3)の2倍とし、避難訓練等のソフト対策は3倍とする。」(地震・津波の緊急対応暫定想定)

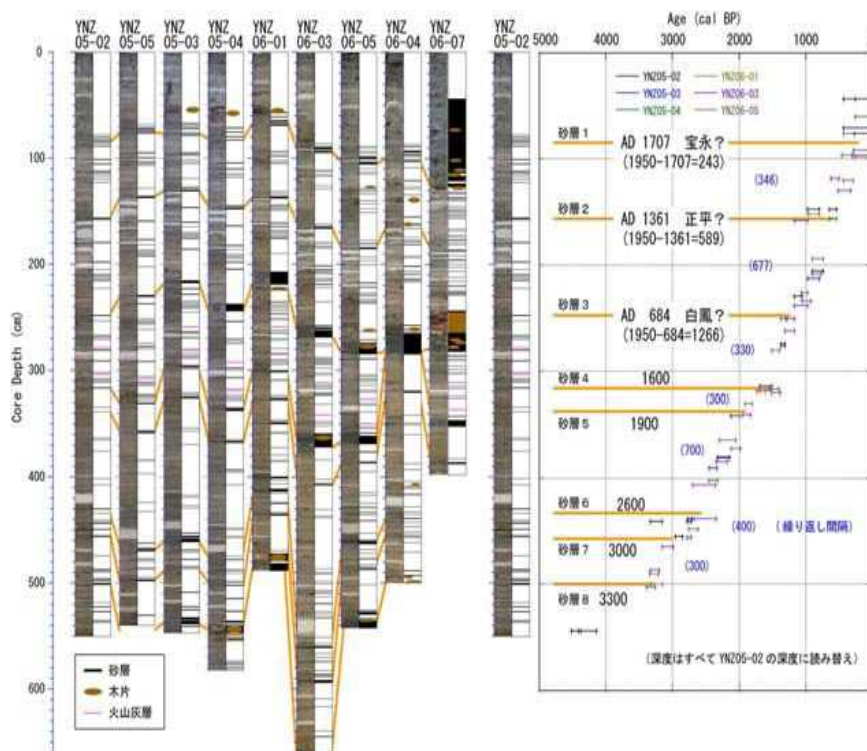
(イ) 考慮した条件

- ①南海トラフ(東南海・南海領域)と東海の3連動、日向灘への震源域の拡大
- ②津波シミュレーション(Furumura et al.(2011))による「既想定値の(1.5)~2倍の津波高」という「科学的な予想津波高の推計結果」

(ロ) 佐伯市米水津間越龍神池の津波堆積物からの検証(海溝型地震)

海溝型地震については、佐伯市米水津の龍神池の津波堆積物(下図は龍神池のボーリング調査による地質図。およそ3,300年の間に8回の津波が来たことが分かる。)からの検証により、「約300年~400年と約700年の2つの活動間隔で巨大な南海地震が発生している。」という事実が判明した。現在、1707年の宝永の地震から約300年を経て活動間隔に入ったため、次に南海トラフの巨大地震が発生した際には、巨大津波が発生する可能性があるという前提に立ち、この海溝型地震への備えを喫緊の課題と捉え、地震・津波の緊急対応暫定想定のもと、防災対策を進めることとした。

なお、文部科学省地震調査研究推進本部の調査資料から、発生確率は今後30年以内に、東南海地震が70%程度、南海地震が60%程度である。



大分県文化財調査報告書第174輯「大分県の天然記念物(地質鉱物)」
平成22年3月31日 大分県教育委員会から抜粋

(ハ) 平成 16 年大分県地域活断層調査研究委員会調査報告（活断層型地震）

上記調査によると、「別府湾一日出生断層帯（東部）」については、「約 700 年～3,100 年間隔で発生」と報告されており、この活断層による直近の地震は、1596 年の慶長豊後地震である。

なお、文部科学省地震調査研究推進本部の調査資料から、発生確率は今後 30 年以内にほぼ 0%であり、今後 100 年以内にほぼ 0%～0.005%と評価されている。また、その他県内の主な活断層の発生確率は以下のとおりである。

- ・大分平野一由布院断層帯（西部）：今後 30 年以内に 2%～4%
 - ・大分平野一由布院断層帯（東部）：今後 30 年以内に 0.03%～4%
 - ・周防灘断層帯（主部）：今後 30 年以内に 2%～4%
- （文部科学省地震調査研究推進本部調査資料から）

(ニ) 歴史古文書からの検証

本県の災害史から地震・津波防災を考えるうえで参考にすべき、1707 年の宝永地震（海溝型地震）、1854 年の安政南海地震（海溝型地震）、1596 年の慶長豊後地震（活断層型地震）の 3 つの地震による津波被害に関する歴史古文書を検証した。また 3 つの地震による津波の記述箇所を抜粋し、下表のとおり整理した。さらに、海溝型地震については県南から県北の海岸沿いに、活断層型については別府湾一日出生断層帯（東部）のある別府湾沿いに、それぞれの津波記録をまとめ、地図上に整理した。

○宝永 4 年 10 月 4 日（西暦 1707 年 10 月 28 日）地震（M8.6）・津波

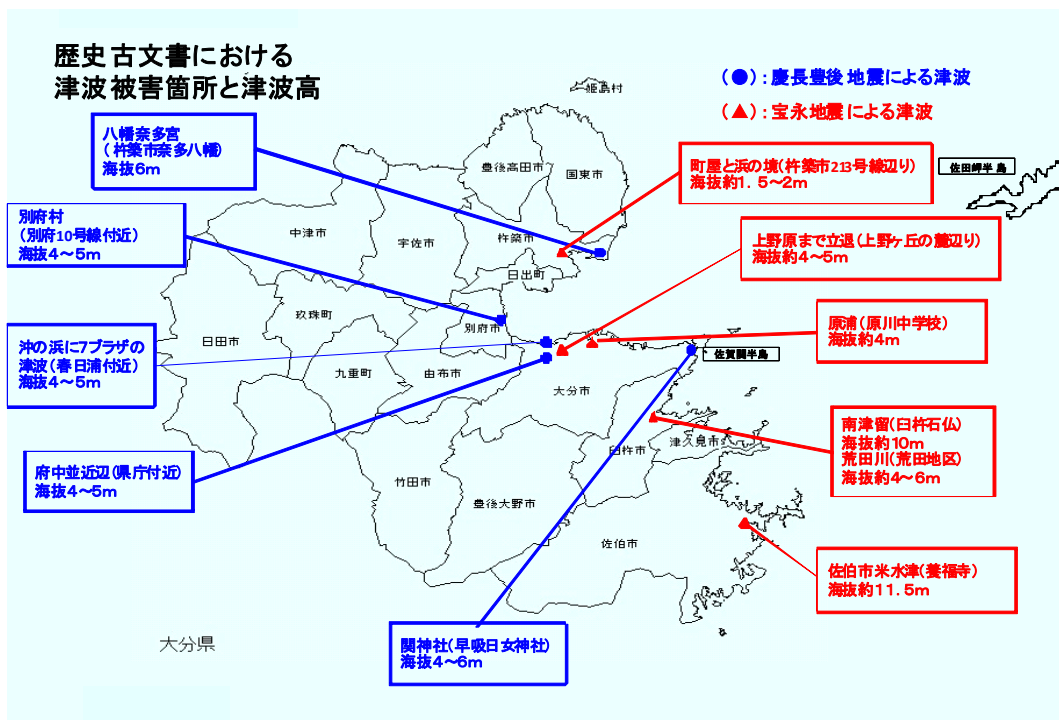
歴史古文書	記述内容	津波高 (海拔)
浦代浦成松庄屋文書(米水津)	浦白は養福寺迄も汐差込程ニ御座候 石壇二ツ計残り申候	11.5m
元禄宝永正徳享保日記(佐伯藩)	地震止候迄追付高潮城下江押込候故家 中町等	
臼杵藩日記分類頭書	甚地震・大波	
温故年表録(臼杵藩)	海添川鑪河内南津留荒田川北津留北ノ 川末廣革通邊潮溢溺死者不知員 船乗船嶋逃退者溺死	南津留→ 10m 荒田川→ 4～6m
府内藩記録	町人共上野原へ立退申候	
三浦家年代記抄・大分市	原浦杯津波来ル。	
杵築町役所日記	未之刻より亥刻迄汐四度満申候・大形浜 ニ汐上ケ申候	1.5～2m
橋津文書(宇佐)	其後つなみ方々へ有、	
禅源寺年代記録(豊前下麻生村)		津波高の 記載なし
中津藩日記		〃
中川史料集		〃

○安政元年 11 月 4 日～7 日（西暦 1854 年 12 月 23 日～26 日）地震（M8.4）・海嘯

歴史古文書	記述内容	津波高 (海拔)
米水津色利浦文書 (塩月家文書)	四日 辰下刻 地震 潮満干数度有之 五日 甲(申)下刻 大地震 高潮 度 数 不詳 大庄屋所床下迄、畳 濡不申	4m

○慶長元年閏7月12日（西暦1596年9月4日）：地震（M6.75～7.25）・陥没・津波

歴史古文書	記述内容	津波高 (海拔)
豊後速見郡史	瓜生島遂に海底に陥没す	4～5m
別府史談	瓜生島及び別府村海中に陥没し、	
坂の市郷土史	瓜生島も陥没せり。	
イエズス会日本報告集第I期 第二卷 同朋舎（1596年12月28日付長崎発信 ルイス・フロイスの年報補遺）	或る夜突然何ら風にあおられぬのに、その地へ波が二度三度と（押し寄せ）、非常なざわめき 轟音をもって岸辺を洗い、町よりも七ブラザ以上の高さで（波が）打ち寄せた。	4～5m
別府湯記	いにしへありし別府村悉く海となる。	4～5m
興導寺大般若経奥書	奥浜悉く海成	
豊城世譜	八幡奈多宮の神殿神庫社殿悉く海嘯のために流さる。	6m
佐賀関町史(佐賀関史)	関神社の鳥居倒れ、海水社殿を浸し、崖岸は壊崩し、家屋は倒潰し	4～6m
稲葉家譜	海水溢陸地、没豊府沖浜之民戸十余町人多溺死。	
由原宮年代略記	府中並近辺ノ邑里、悉ク海底トナル。	4～5m
柴山勘兵衛記	津山氏世譜は13日に改められている九日大地震シテ、沖濱ノ浦ヨリ潮オビタシクセキ上、大波立テ、両賀ノ屋敷海中ト成ル。	
津山氏世譜	大波ゆり上、居宅海中となる。	



現行の最大波高と歴史古文書における津波高記録の比較

地点名	現行の最大波高 (m)	宝永地震 (海溝型) の津波高記録 (m) 約 300~400 年と 約 700 年周期	慶長地震 (活断層型) の津波高記録 (m) 約 700~3,100 年周期
佐伯市米水津浦代浦	6.24	11.5	
臼杵市	2.45	10 (南津留) 4~6 (荒田川)	
大分市	2.30	4~5	4~6
別府市	2.50		4~5
杵築市	2.11	1.5~2	6

※杵築より北は、瀬戸内海で干満の差が大きいためその影響か、古文書での記載なし。今後、検証。



2倍程度

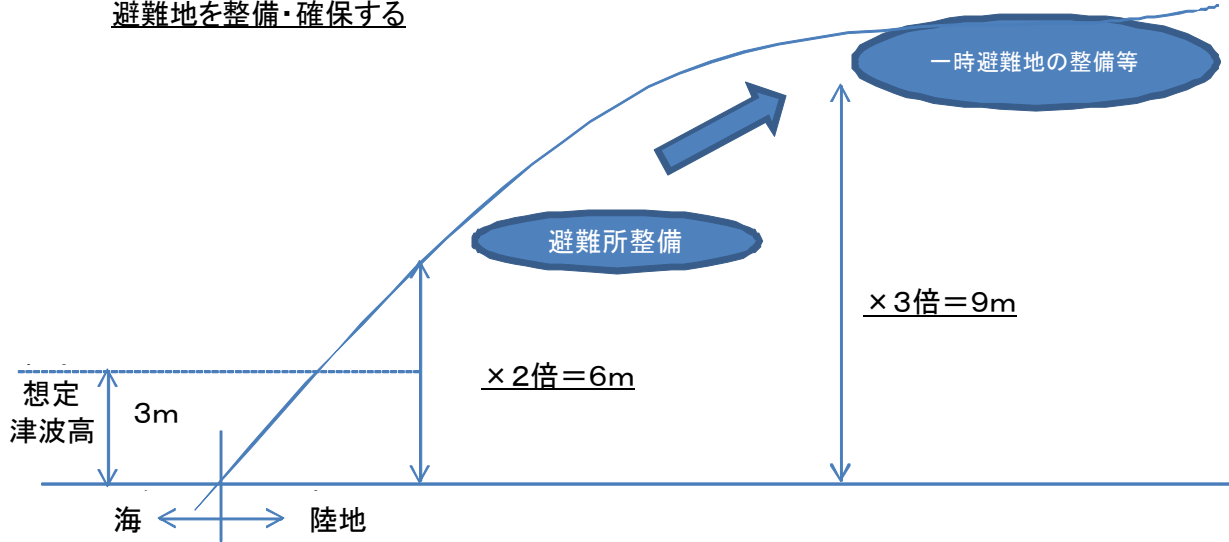
杵築市以南の最大波高を比較すると、科学的な推計に基づく現行の津波最大波高より、歴史古文書の記録の方が、概ね2倍から3倍ほど高くなっていることが分かった。

(ホ) 地震・津波の緊急対応暫定想定 (津波高2倍、3倍) の考え方

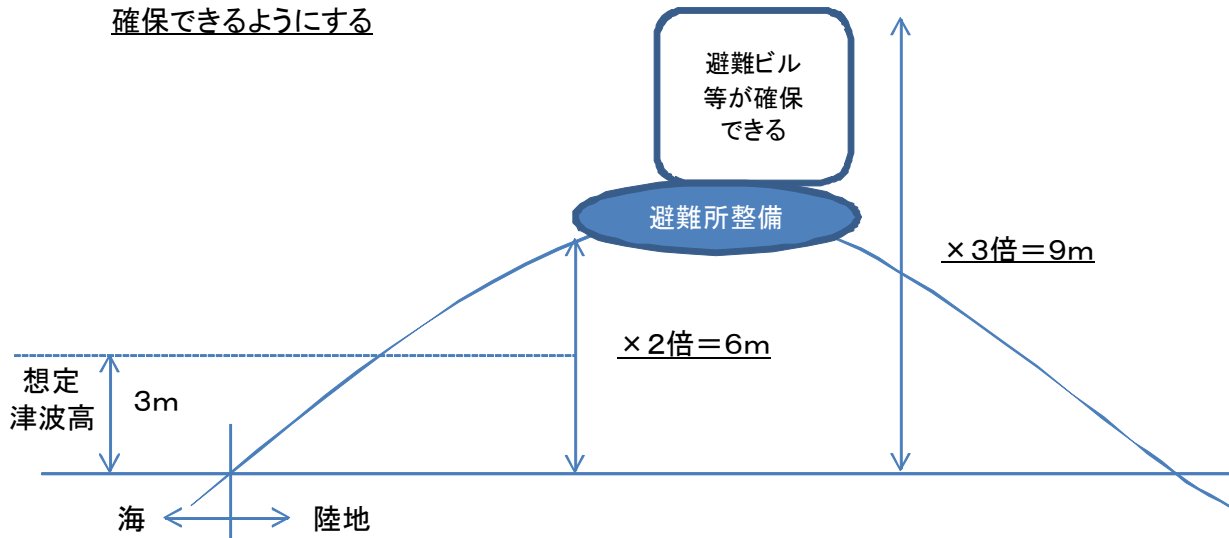
避難する時は、より高くということで、避難訓練等ソフト対応は3倍程度を想定しているが、避難所等ハード整備については、地域の事情があり難しいところもあるので、現地の地理的な状況を見て判断する。基本的には、防災対策のハード整備を行う場合には、「既定値」の2倍を目安とする。避難訓練等のソフト対応に当たっては、「2倍の高さ」でよしとせず、更に高い「3倍程度」以上の目安を考慮する (下記事例参照)。

○避難所・避難地(路)の整備の例

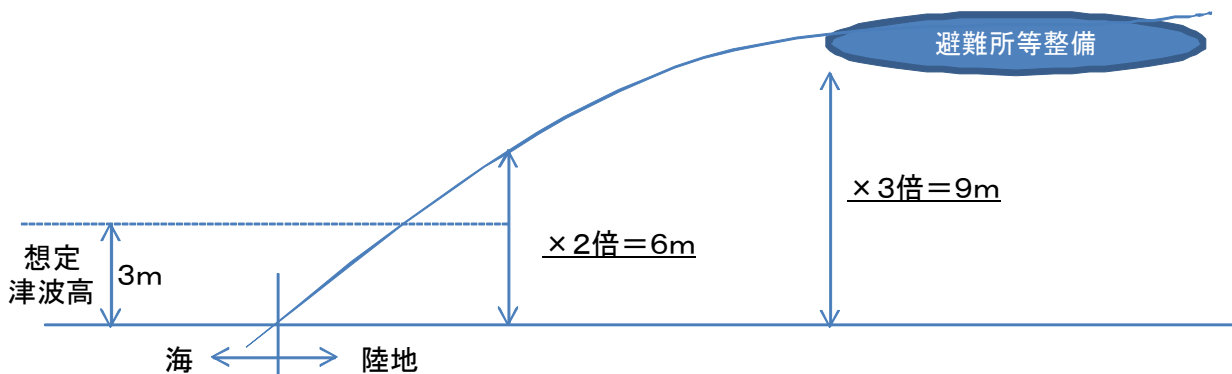
(事例①)既定値の2倍のところに避難所等を整備し、さらに3倍程度以上のところに一時避難地を整備・確保する



(事例②)既定値の2倍のところに避難所等を整備し、3倍程度以上のところに一時避難地を確保できるようにする



(事例③)既定値の3倍程度以上のところに避難所・避難地を整備する



(7) 喫緊の防災対策（地震・津波の緊急対応暫定想定に基づく）

(1) ②については、上記の提言を踏まえ、喫緊の対策として、今年度の7月補正予算により以下の対策を強化した。

(イ) ソフト対策

- ・学校防災計画見直しの指針となる「防災・避難対策マニュアル」の作成
- ・地震・津波避難訓練の実施
- ・治療や投薬の状況等を記載した「難病患者災害時準備マニュアル」の作成

(ロ) ハード対策

- ・橋梁の耐震化、道路の法面崩壊防止、ため池の耐震化 など

(ハ) 市町村への助成

- ・地震・津波等被害防止対策緊急事業により、市町村が行う避難場所、避難経路の整備や「海拔表示板」、「避難所表示板」の作成の他、防災行政無線の整備、簡易トイレや投光器等の備蓄物資購入への補助を実施

特に、下図の海拔表示板と避難所表示板については、県民をはじめ旅行者や外国人にも理解できるように、J I Sマークや英語表示を加え、県内市町村統一デザインとした。

県内市町村統一デザインとした海拔表示板



県内市町村統一デザインとした避難所表示板



(8) 地域防災計画見直しに向けての基本方針

(1) ③については、以下の方針の下、見直しを行うこととした。

「災害に上限はない、何よりも人命」との思いを共通認識とし、過去最大・最高の地震津波を想定して、人命を最優先に防災計画の見直しに取り組んでいく。

○基本方針

- ①地震と津波は同時発生するという観点に立ち、津波からの避難対策の強化
- ②高齢の方や障がいのある方など、災害時に支援が必要な要援護者対策の推進
- ③「被災した住民に何が必要か」という被災者の目線に立った計画の策定
- ④広域大規模災害を想定した備えの強化

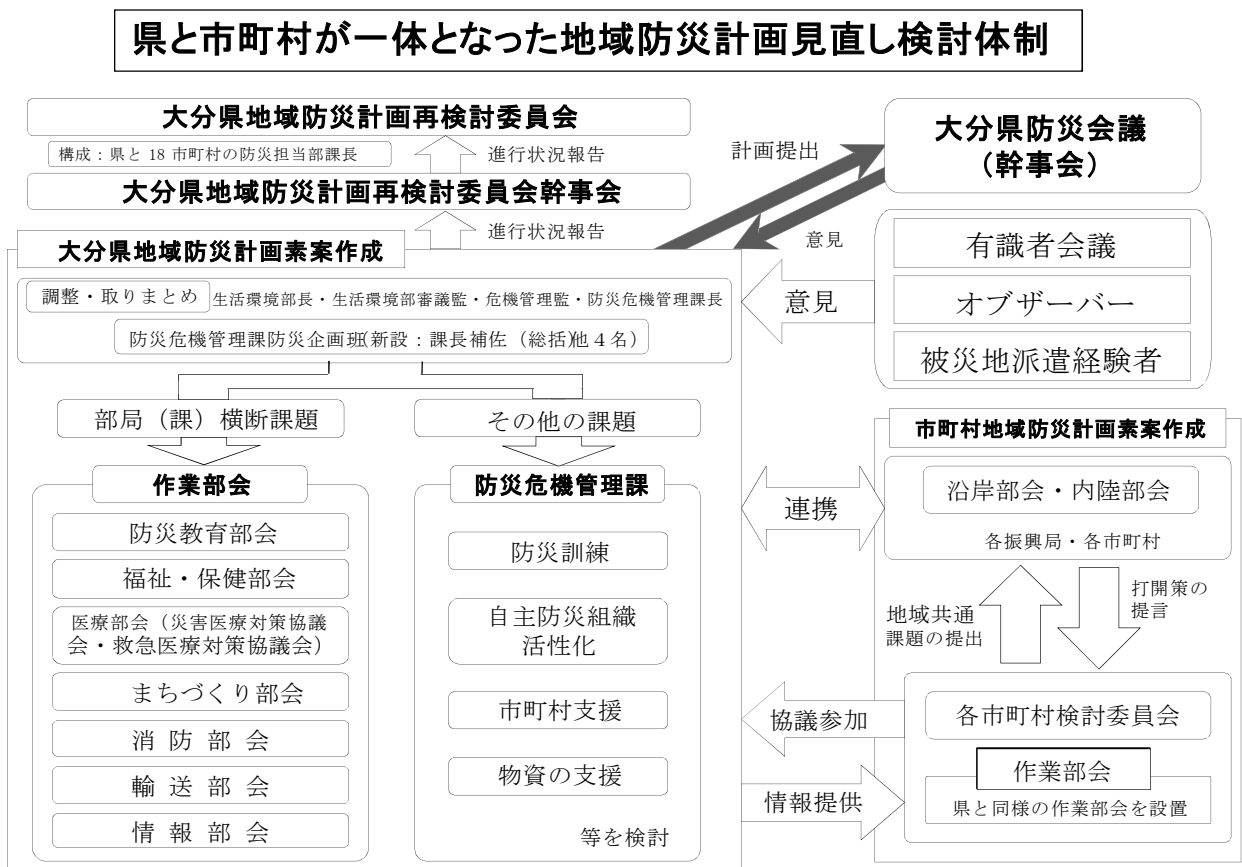
(9) 防災計画見直しに臨む基本姿勢

計画の見直しにあたっては、次に挙げるものを基本姿勢として防災計画の見直しに臨んだ。

- (イ) 大規模広域災害に対応するためには、県と市町村また市町村相互の連携が必要であるため、県と市町村で構成する再検討委員会において、県と市町村が一体となって見直し作業を実施した。
- (ロ) 再検討委員会に有識者会議を設置し、地震・津波の想定を最大規模に見直し、防災対策の基準とした。
- (ハ) 本県の海岸部、内陸部や海溝型、活断層型地震の影響等、地域の実情を踏まえることとした。
- (ニ) 県民目線に立った計画とするため、自主防災組織等からも意見を積み上げ、行政と地域住民との協働を進めることを目的とした。
- (ホ) 東日本大震災の状況を踏まえるため、本県への避難者や被災地で支援活動を行った本県職員等からの意見を反映することとした。

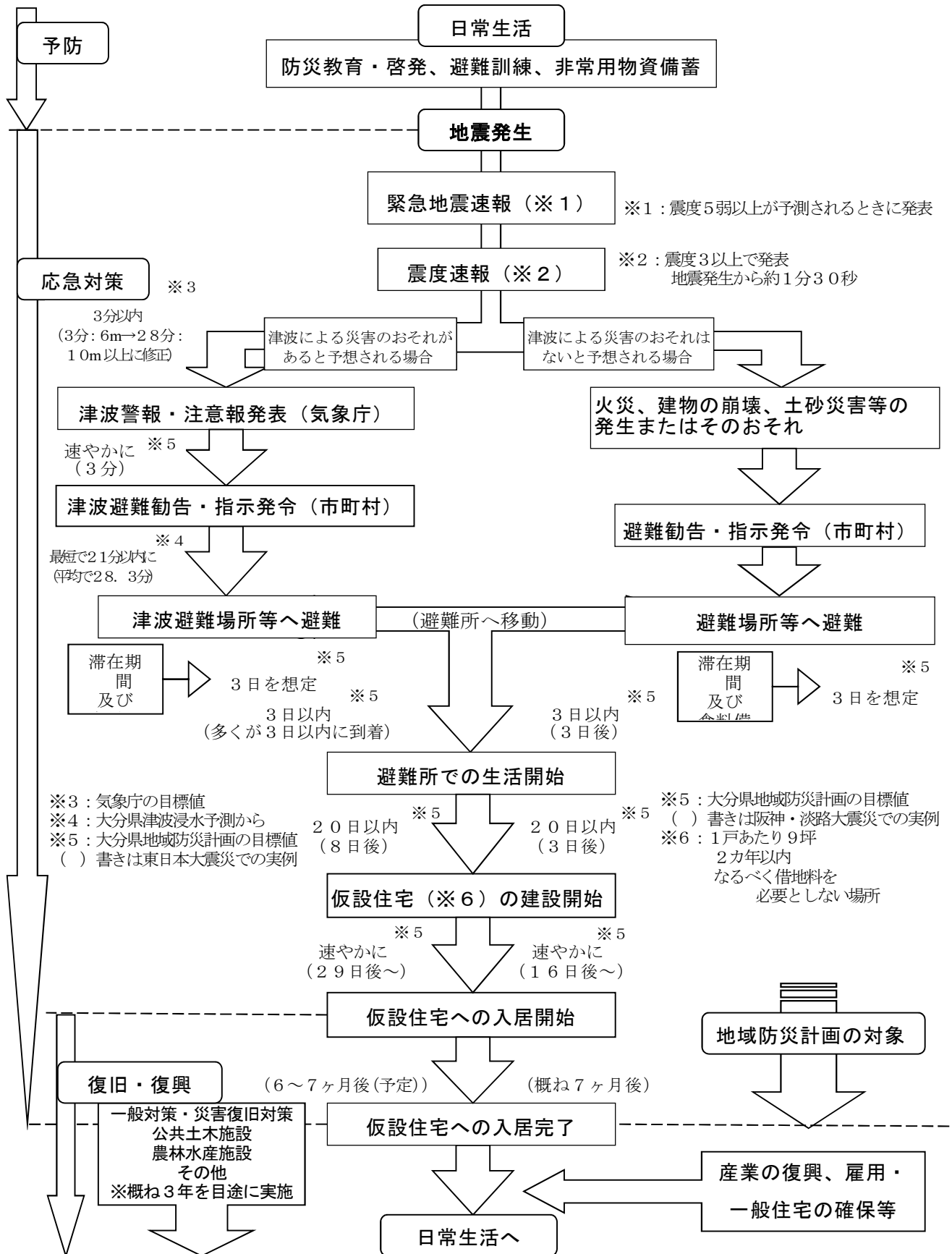
(10) 県と市町村が一体となった検討体制

(9) の (イ) ~ (ハ) については、次の図で示す検討体制により見直し作業を行った。



(11) 県民目線に立った防災計画の策定に向けて（被災時等の基本的な行動）

(9) (二) の県民目線に立った計画策定のため、地震発生を起点とする住民の動きを次のフロー図でまとめ、明示した。



(12) 本県への避難者や被災地派遣職員等からの意見を踏まえた計画の見直し

(9)の(ホ)については、被災地から本県に避難された方々や被災地で支援活動を行った本県職員等からの意見、議会や再検討委員会等での議論、とりわけ女性の視点を踏まえ、東日本大震災の検証から特に検討すべき重要な課題を次の10項目に整理し、計画の見直しに反映させた。(①～④が災害予防、⑤～⑩が災害応急対策)

なお、以下には①～⑩に関する主な意見を抜粋し整理した。

防災計画見直しにあたっての重点検討課題	
①	自主防災組織の充実活性化
②	防災訓練
③	防災教育
④	非常用備蓄物資
⑤	避難率の向上に結びつく、地震・津波の情報と避難勧告・指示の情報伝達
⑥	発災時の避難
⑦	要援護者の避難(共助の課題)
⑧	救急医療と福祉・保健対策
⑨	広域的な応援要請・応援活動及び市町村への支援
⑩	避難所運営のあり方

○本県への避難者や被災地派遣職員等からの意見(抜粋)

①自主防災組織の充実活性化

- ・普段から何かあれば避難しようというふうに近い所の方と話し合えるような地域コミュニティの形成が大切。
- ・自治会の充実活性化が必要。そしてその中心となるリーダーを、行政で把握しておく必要がある。
- ・地域単位でリーダーが必要。自治会組織や地域単位のボランティア組織がしっかりしている地区では、避難生活や防犯等何かとうまくやっていた。それは、防災教育等をしっかりやっていたためだと思う。避難所生活を想定した訓練や炊き出し訓練に自治会等でも平素から取り組む必要がある。
- ・各地域の防災活動実績等をデータ化し、市町村や自治会で情報共有できれば、防災士のやりがいに繋がる。
- ・地区で助け合うことで、犠牲者を出さず安全に避難できた事例から、自主防災組織の重要性を認識した。
- ・自主防災組織は、平時の防災教育、防災訓練、災害時の避難誘導が限界であり、住民の救出・救助は常備消防、消防団でなければ困難。

②防災訓練

- ・訓練本番よりそれまでの準備段階に重きを置き、その調整の中で人間関係を構築することが大事。災害時に名刺交換するようではダメ。
- ・最大規模の想定での定期避難訓練が大事。実際に訓練の通りに高台に避難し助かった。
- ・画一化された訓練では効果が薄い。多様な状況、具体的な想定のもと、訓練を行うべき。
- ・高齢者など1人世帯の災害弱者は、あらかじめ住所を把握し、共有化したうえで緊急時の対応をすることが必要。
- ・うまく避難所運営をするためには、早急に全員で自治組織の立ち上げが必要。

③防災教育

- ・中学生が小学生を助け、中学生の避難行動がきっかけとなり、周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えた事例。常日頃、地域ぐるみで防災訓練を実施し、災害時に地域ぐるみで避難、災害弱者の搬送など、共助が自然にできるようになることが大事。
- ・先生の日常防災教育がしっかりしていたので、指定避難所より更に高い場所に避難し全員が助かった。
- ・昔の言い伝えを大事に防災教育を実施していれば、もう少し被害は軽くなったのかもしれない。
- ・人間は、災害発生時に自分だけは大丈夫という考え方が働く。とにかく急いで逃げるのが大事。
- ・県や市町村の防災体制も大事であるが、市民一人ひとりに講話、訓練等を通じ、防災意識を高めることが最も大きな課題である。

④非常用備蓄物資

- ・避難所において最も不足したのは、水だった。トイレで手が洗えず、ウェットティッシュや消毒用アルコール等の必要性を強く感じた。その他、風邪薬やマスク等も必要。携帯の充電にも困ったため、手回しの充電器があれば良かった。
- ・避難生活が長期になると、救援物資が届くまでの間、食料等が不足する。そのため、ある程度の備蓄が有効。
- ・効果的に備蓄品を配分するためには、市役所の支所、公民館、消防分団倉庫等に分散備蓄をすることが大事。
- ・避難所ではトイレが少なかったため、衛生状態が悪化。とりわけ女性は皆困っていた。せめて男女別に分けて、防犯上安全な場所に作ってほしかった。またトイレが暗くて怖い思いをしたので、小さくても電灯をつけてほしかった。

⑤避難率の向上に結びつく、地震・津波の情報と避難勧告・指示の情報伝達

- ・防災無線は必要。エリアメールも役立つ。停電時には、消防車等の呼びかけ、近所の声かけが大事。
- ・とりわけ停電時には、サイレン等ローテクな情報伝達手段が大事。事前の準備が必要。
- ・防災行政無線で津波警報・避難の放送が流れたが、チャイムを鳴らしてのいつも通りの放送であったため、大津波が来るとの緊迫感が伝わらなかった。
- ・地震直後、電話もメールも使えなかった。ツイッターは通常通り使えた。安否確認、情報収集に役立った。
- ・電気も全て止まったので、携帯電話だけが頼りだった。またラジオも活躍した。

⑥発災時の避難

- ・平野部では、鉄筋コンクリートのマンションなど避難ビルの指定が必要。
- ・津波時の高台避難は、30分の躊躇が生死を分けた。自動車避難はプラス面、マイナス面、両面ある。
- ・夜間では、地震・津波が街灯や信号を破壊した場合、暗闇の中での避難が求められる。そのため誘導灯などによる避難場所への誘導方法を検討する必要がある。
- ・学校等の避難場所は深夜、休校日には施錠されており、中に入れたいのではないかと？
- ・三陸では、漁師が被災時に船を沖合いに出し、津波を免れた事例があった。このことも計画に定めておくべき。

⑦要援護者の避難（共助の課題）

- ・市街地での避難には、多くの人が車を利用した。そのため、いたるところで渋滞が発生した。その際、速やかに車を捨て、高台に避難し、助かった事例があった。車を使わない避難が望ましい。
- ・避難弱者は、地区ごとに日頃から避難場所を設定し、食料、毛布等準備しておくことが大事。日頃の訓練でマイクロバス等も利用し、直ちに避難できるようにしておくことが大事。
- ・常日頃、避難弱者の状況を把握し、リストを作成、共有し、隣同士、助け合うことが出来るよう、あらかじめ避難ルールを決めておくことが大事。
- ・揺れが大きすぎて健常者でも動けない。どうやったら高齢者や障がいのある方を守ってあげられるか分かりませんでした。

⑧救急医療と福祉・保健対策

- ・人数、構成、派遣期間等が異なる医療チームを、誰がどのように調整し、効率的な医療体制を構築する仕組みを事前に整備しておくことが必要。
- ・大規模災害時には、現地での対応が困難な重症患者などを搬送するための広域搬送拠点臨時医療施設の設置場所、協力医療機関をあらかじめ決めておくことが必要。
- ・要援護者は、時間の経過とともにケアが必要となる人が増える。福祉避難所の指定、受入対象者の把握、優先順位付けが必要。
- ・多種多様なボランティアを効率的に活用するためには、被災者のニーズとボランティア団体の間をコーディネートするしくみが必要。

⑨広域的な応援要請及び市町村への支援

- ・今回のような大規模な災害の場合、当該地域の多くの自治体職員が被災、また膨大な応急対応に追われた。他の自治体からの応援協力体制を常日頃から整備しておくことが必要。
- ・今回のような広域災害では、隣県も被災するため、例えば大分県では、近畿以東の自治体から支援を受けることができるしくみが必要。
- ・避難所や市の災害対策本部では、当該県の応援職員がいなかった。他県からの職員の支援が必要と思った。
- ・被災地における、県の地方機関の被災市町村への支援体制を明確にしておく必要がある。

⑩避難所運営のあり方

- ・保健師の配置された避難所では、衛生管理、風邪の予防等の指導・相談が行き届き、安心した避難所生活を送ることができた。看護師などの医療関係者もいれば保健師との役割分担により、さらにスムーズな避難所運営が望める。
- ・栄養管理や炊き出しの技術的支援が行き届かなかった避難所では、高齢者や糖尿病等の疾患を持つ人の食事に対する配慮が不足した。そのため、避難所に栄養士の配置が必要。
- ・避難所によって支援物資の配分にばらつきがあったことから、被災地の手前で仕分けする場所が必要と思う。
- ・女性の着替え場所がなかった。
- ・男女別の更衣スペースや、女性用洗濯物の干し場が欲しかった。

(13) 県民のニーズに即した県の災害対策本部体制等の見直し

このような経緯で見直した計画を適確かつ迅速に実行していくための、県の応急体制をフロー図として次のようにまとめ、東日本大震災のような広域大規模災害にも対応できるよう、県の災害対策本部体制及び地区災害対策本部体制を目的別・機能別に見直した。

また、本計画は地震発生を起点とする住民の動き（6頁）のフロー図の順に従い、第2部災害予防、第3部災害応急対策、第4部災害復旧・復興とした。